

第3章 保存・管理

第1節 保存・管理の基本方針

(1) 保存・管理の基本理念

① 次世代への継承

前章まで述べてきたとおり、柴田氏庭園は庭園としての芸術上観賞上の価値を高く評価され、国の名勝に指定された。加えて、市野々・櫛林といった周辺地域を拓いた柴田家の屋敷という、地域にとっての歴史的意義も大きく、さらに、敦賀一の名峰・野坂山を取り込んだその景観は敦賀全体にとっての象徴的意義ももつといえる。この敦賀にとってかけがえのない財産である柴田氏庭園を守り、未永く後世に継承していくために最善の維持管理を行っていく必要がある。

② 文化財の特性と価値を踏まえた管理

柴田氏庭園は芸術的価値とともにその歴史的価値を高く評価された文化財である。保存管理にあたっては、単に美観を保つのみを良しとするのではなく、文化的価値をよく把握し、その特性に合った管理を行う。そのために、調査・研究を継続的に行い、より良い管理のあり方を積極的に模索していく。

③ 周辺環境を含めた一体的な保全

柴田氏庭園の文化財的価値を構成する要素は、名勝指定範囲以外にも存在する。その代表が庭園の背景となっている野坂山の眺望であるが、その他にも未指定の旧屋敷地範囲はもちろんのこと、市野々・櫛林などの旧村落と、それらの地域に残る「柴田音頭」など、柴田家とそれを取り巻く歴史的景観の全てが「名勝 柴田氏庭園」の価値を構成しているといえる。柴田氏庭園の保存管理にあたっては、こうした周辺環境までを含めた一体的な対策を講じることで本質的価値の保全をはかる。

④ 地域社会との調和

前述のとおり、柴田氏庭園の本質的価値は周辺地域の環境及び人々の営みと一体的に存在する。また、文化財的価値の永続的継承には、公の努力だけでなく、市民の理解と協力が不可欠である。こうしたことから、保存管理にあたっては関係諸機関との連携や市民参加の取組みを積極的に推進し、地域に根差した文化財となるよう活動を行っていく。

⑤ 積極的公開活用

柴田氏庭園の保存管理にあたっては、文化財の保存に影響のない範囲において、公開活用を積極的に推進する。広く一般に鑑賞の機会を提供することは、国指定名勝としての「芸術上鑑賞上の価値」に沿うものといえる。また、敦賀を象徴する景勝地である柴田氏庭園の存在に親しんでもらうことは、今後の保存に際し市民の理解と協力を得ることにもつながる。さらに、現在無人となっている柴田氏庭園において、園内を人々が入り出すことで、「民家」という本来の姿に近い状況がつけられ、より保存に適した状態を維持することができるものと考えられる。

以上の基本理念を踏まえ、構成要素の特質に応じた保存管理方針を定める。

(2) 保存・管理の方針

保存・管理においては、どのような状態が「適切な状態」であるのか、一定の基準が必要である。本計画においてはその基準を原則として「指定時の状態（借景庭園と書院は昭和7年、その他は平成19年）」におく。ただし、指定以前の状況が判然としており、その状態に復することが名勝としての価値を高めると判断できるものについてはこの限りでない。また、指定時以降に発見または構築されたものでも、柴田氏庭園のより良い理解への一助となるものや活用等に資するものについては保持することを旨とする。

以下、ゾーンごとに保存・管理の方針を示す。

【庭園】

借景庭園は「名勝 柴田氏庭園」の最も象徴的な空間である。したがって特に重点的な維持管理策を講じる。

野坂山を望む庭園の世界観を最大限に引き出すため、剪定や清掃等によって常時美観を保ち、国指定名勝にふさわしい景観づくりを行う。昭和7年指定当初の状態に最も近く、最も古い記録でもある、重森三玲の昭和11年実測時点での状態を基調とし、作庭意図を良く勘案した上で、経年による植栽の変化や、周辺建物との関係からみた借景の保全状況を踏まえた維持管理を行う。特に借景については、周辺環境の変化により往時の状態に完全に復することが難しくなっている現状において、景観がこれ以上破壊されることのないよう条例の制定なども視野に、適切な保全策を講じる。

【建造物区域】

借景庭園とともに園内の重要な構成要素である。名勝としての美観を確保するだけでなく、柴田家の歴史を物語る史跡としての意義も評価し、その適切な保存に努める。

現存する建物は文化財建造物に準じるものとして取り扱い、適切に維持するとともに、構造調査等を通じてかつての状態を把握したうえで必要に応じた復旧措置をとる。とりわけ書院は庭園景観を構成する要素としても重要であり、重点的な維持管理を行う。

遺構については原則地下保存とし、地下の状態を把握する必要がある場合に限り、発掘調査を行うにとどめる。ただし、埋めもどしに不適なものや展示・活用に適すると判断されるものについては露出保存を検討する。具体的には母屋跡の礎石や、稲荷社の土台跡等が該当する。

【外周】

濠など、屋敷成立当初からの景観をよく残す外周部分は、地割そのものを文化財的要素として重視し、庭園や建造物、エントランス部分と併せ一体的な保存を行う。

とくに濠については、地下水位の低下の影響もあり、当時の構造で当時の景観を担保できない可能性もある。今後、発掘調査等を通じて具体的な構造の把握に努めるとともに、よりよい保存の在り方を検討する必要がある。

また屋敷地東片（入口側）は冠木門とその前身として存在したと思われる長屋門や、濠を埋め立てた後に設けられた石垣など具体的変遷が明らかでない部分が多く残っている。これらについては今後の調査成果をもとに適切な保存の在り方についてあらためて検討を行う。

屋敷林についてはまずは竹林の抑制が最重要課題である。また、その他の雑木についても、植栽されたものなのか、自然に生えてきたものなのか、また植栽の意図を見極めた上で適切な管理を行っていく。

【前庭】

来園者を迎え入れる空間にふさわしい風情ある景観を維持する。また、市野々区の柴田音頭奉納の場として用いられており、こうした地域活動に資する空間としても維持する。

とくに植栽については、大きく育ちすぎた松や米蔵跡内の植え込み、近年の記念植樹などが入り混じり、雑然とした状態になっていることから全体を整理し、一貫性を持たせた管理を行う必要がある。

【エントランス】

園内への導入路として、柴田氏庭園の歴史を感じさせる空間を維持する。県道敦賀・美浜線によって分断されている上、その影響から絵図等にみられる地割の一部が改変を受けていることが明らかである。これらの地割の回復や一体的保存の措置を講じることはもちろん、県道敦賀・美浜線は敦賀市内においてもかなり交通量の多い幹線道路であり、来園者の安全に配慮した維持管理が求められよう。

【その他】

指定地外における構成要素についての維持管理のうち、最も重要なのが野坂山の眺望の保存である。庭園についての項目でも述べたとおり、周辺環境の変化のなかで、野坂山の借景が永続的に保全されるよう、景観条例制定等の規制措置についても積極的に検討する。このような規制を伴う措置を講じるには、市民の理解と協力が不可欠である。来園者や地域住民にとって親しみやすい空間づくりを推進し、柴田氏庭園の文化的価値を構成する要素としての周辺環境と庭園そのものとの調和を図っていく。

各ゾーンにおける構成要素ごとの具体的な保存・管理内容については表5に示した通りである。

第2節 現状変更の取り扱い

柴田氏庭園は国指定名勝である。その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という）については、「文化財保護法」第125条および「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」第4条の規定に基づき、適正な対応を行うものとする。

「現状を変更する行為」は、名勝の指定範囲内で現状に形的または質的に何らかの改変を行う行為を指す。また、「保存に影響を及ぼす行為」とは、物件の形状に直接的に変化を生ずるものではないが、材質等に化学変化を起し、または経年変化を促進させる等保存上何らかの影響を与える行為をいう（「文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について」昭和50年9月30日庁保管第191号 文化庁次長から各都道府県教育委員会あて通達）。

ここでは、保存管理および整備・活用にあたって、現状変更行為の内容を規定し、その取り扱い基準を明確化する。

(1) 現状変更の許可申請または同意の協議を必要とする行為

名勝の「現状を変更する行為」および「保存に影響を及ぼす行為」については原則現状変更の許可申請または同意の協議を必要とする。なお、特に庭園の景観に影響を与える恐れのある行為については、学識経験者などの指導・助言のもとに行うことを基本とする。

許可申請または同意の協議を要する具体的行為は次のようなものが想定される。

- ・建築物の新築、増築、改築または除却、移築など
- ・建築物の屋根葺替
- ・工作物（構造物）の設置、改修または除却、移築など
- ・掘削、盛土、切土による地割や地形の変更、景石護岸などの改変、その他土地の形状・形質の変更
- ・指定時に記録のある植栽（樹木）の伐採、移植、または補植
- ・発掘調査に伴う掘削や樹木の伐採

(2) 現状変更の許可が不要な行為

「文化財保護法」第125条第1項の但し書ならびに「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」第4条の規定に基づき、以下の行為については現状変更の許可を必要と

第3章 保存・管理

しないものとする。その他、個別の案件について、現状変更の許可が不要な行為に該当するか否かは、敦賀市教育委員会および福井県教育委員会、必要に応じて文化庁、学識経験者なども含め、連絡調整を緊密に行った上で判断する。

【名勝の維持のため行う行為】

- ① き損・衰亡箇所について名勝の価値に影響を及ぼすことなく原状に復するための行為（前掲規則第4条第1項に該当）
 - ・庭園の景観を維持するための剪定
 - ・竹林抑制のための小規模な伐採
 - ・園池や濠に堆積した落ち葉や泥の除去
 - ・雪吊り、こも巻きなど越冬設備の設置・取り外し
 - ・建造物、構造物における小規模き損の補修（屋根材の部分補修など）
 - ・給排水、電気設備等の修繕（掘削を伴う行為を除く）
- ② き損・衰亡の拡大を防ぐための行為（前掲規則第4条第2項に該当）
 - ・病害虫に罹患した植物の伐採、除去および被害拡大防止のための周辺植物の除去や土壌の入れ替えなど
 - ・腐食防止剤などの塗布
- ③ き損・衰亡部分の復旧が不可能な場合において当該部分を除去する行為（前掲規則第4条第3項に該当）
 - ・枯れ枝および枯損木の伐採除去
 - ・き損した工作物（柵、案内板など）の撤去

【非常災害の為に必要な応急措置】

- ・崩壊危険土砂の掘削・除去
- ・床上・床下浸水防止用の土嚢、防水シート、排水管等の設置
- ・流出・崩壊した土砂や倒木の撤去
- ・危険箇所に対する立ち入り禁止柵、注意板等の設置

【保存に影響を及ぼす行為のうち、その影響の軽微であるもの】

清掃や小規模修繕など、日常の維持管理行為が該当する。以下に主だった項目を示す。

- ・植栽管理 …草刈り、除草、施肥、葉散布、目土散布、刈込・剪定・整枝、落ち葉かき、その他清掃
- ・水系管理 …水位調整、藻や落ち葉の除去、その他清掃
- ・地割、工作物…流出土の仮復旧、垣根・柵等の補修・補強、小規模破損箇所の補修、その他清掃
- ・建造物 …各種設備点検・修理、障子等建具の張り替え、部分的かつ小規模な破損箇所の補修、その他清掃

(参考1) 【文化財保護法】

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

(参考2) 【特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則】

第四条 法第百二十五条第一項 ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

表5-1 保存管理計画表(1)

ゾーン区分	ゾーンの概要	基本方針	構成要素	保存管理の考え方	課題	備考	
庭園	名勝柴田氏庭園の一番の見所である野坂山を借景とする廻遊式林泉庭園を中心としたゾーン。昭和7年当初の指定範囲におよそ該当する。築山や園池は豪農屋敷の地割を活かした独特なつくりで、敦賀富士の異名をとる野坂山を背景に、敦賀を象徴する景観を作り出している。	野坂山を臨む庭園の世界観を守るために最大限の管理を行う。常時庭園の美観を保ち、国指定名勝としてふさわしい景観を維持する。	園路・地割	雨水や雪による表土の流出、浸食などによって発生する地形の変形が著しく起きないように管理する。木橋などの構造物については、基礎が不安定な状態にならないように努めるとともに、木部の一部破損、えぐれ箇所等の小修理は、管理の範囲で実施する。	経年による不明確な地割がみられ、構造も未確認の状態である。		
			園池・水系	園池の水位管理や水質管理などを行う。流出土、枯れ葉などの堆積物については、排水不良、地形変形などを引き起こす可能性があることから、保守管理を行う。水系に係る諸設備については、耐久年数の保守点検と仕様変更などの適宜処置を講じる。昨今の集中豪雨、雪害等については、造営当初と環境が異なるため、設備の機能や能力について、検討するとともに適宜対策を講じる。	園池池底の構造については、一部過去資料が存在するものがあるが、今だ全域についての確認は出来ていない状態である。特に池底の保水性については構造の把握が必要である。		
			借景庭園 護岸・石組・景石	州浜の栗石の一部が外れたり、浮いたりしているものについては小修理を行う。護岸の損傷による漏水などがみられないか保守点検、維持補修を行う。景石については、土圧や植物根による被圧を受けていないか、保守点検を行うとともに、処置・対応を心掛ける。	中島の護岸構造は未確認であり、土きめ護岸の補修は一部実施されているものの、えぐれなどによる新たな漏水はみられないかの確認も実施する必要がある。		
			植栽	借景庭園の観点から、主要な視点場である書院からの眺望に配慮した維持管理を優先的に行う。特に、野坂山の見えかた、景色を考慮した庭園の風情を損なわない植栽を定期的な剪定作業などにより維持する。庭園規模に対し植栽が高木化したり、過密状態などから地割が不明瞭にならない様に努める。実生については、除去あるいは、後継樹として育成管理するなど選定し管理する。	経年経過により、植栽の変化がみられる。高木化が目立ち、庭園規模に対し、スケール感がそぐわないものもみられる。		
			構造物	灯籠などの構造物については、経年的な劣化などの変化に留意するとともに、適宜、必要に応じた対策を講じる。	石造物の修理工法に関しては特に専門家の適切な所見を要する。		
			サイン	名勝庭園の景観を損なわない様、保守点検を行い、損傷の著しいものは適宜取替え等を行う。	デザイン、素材など、統一性に欠けるものがある。		
建造物区域	屋敷地内において、居住空間として利用されていたゾーン。現存建造物として居宅、通用門、土蔵がある。附属する書院は小浜藩主休憩所としての由緒を持ち、現存のものは文化年間の再建とされる。附書院には鳥居形の意匠を配し、氏神である野坂権現を遙拝するためといわれる。単なる庭見のための他に、こうした信仰にかかわる意匠も兼ね備えている点は極めて珍しい。居宅は昭和32年に積雪によって母屋が倒壊した際、残存した廂間部分に増築を加えたもの。同様に通用門は玄関部分が倒壊を免れたものである。通用門と土蔵は、平成22年に修復復元されている。遺構としては、母屋をはじめ納屋や便所、小屋などが確認されている。さらに、未調査であるが、道場などが建っていたとの記録がある。大きな母屋跡は往時の繁栄をしのばせる。	現存建造物・遺構とともに、柴田家の歴史を物語る史跡として、適切に維持管理する。書院は、その歴史的価値と、庭園観賞のための空間であるという特性を維持するため特に重点的に保全管理を行う。居宅などその他の現存建造物については歴史的意義を評価できるものを保存し、その他のものについては保存管理に必要と認められるもののみ維持する。遺構については原則として上屋の復原は行わず、現状を保持すると判断できる遺構については露出した状態での保存や平面復原を検討する。	書院	歴史的建造物として適切に保全することを第一に、庭園観賞の場としての活用にも支障の無いよう、維持管理に努める。定期的な保守点検を実施し、き損や老朽化による補修が必要な場合には適切に復旧する。	老朽化が激しく、早急な修復が必要である。現在銅板葺となっている屋根を、かつての桧皮葺へ復元するには多額の資金が必要となる。防犯・防災施設の整備がなく、災害に対応できない状態である。	解体修復に当たっては発掘調査が必要。	
			母屋跡	居宅	母屋の残存部分である南半は、歴史的建造物として保全する。昭和30年代の増築部分である北半は、南半の支持に必要不可欠であるため、両者を併せた維持管理を行う。定期的な保守点検を実施し、き損や老朽化による補修が必要な場合には、適切に復旧する。	老朽化が激しく、早急な修復が必要である。とくに北半は仮想的に作られた建物となっており、現状を補修しただけでは、南半を支持する機能が十分に保てない可能性がある。防犯・防災施設の整備がなく、災害に対応できない状態である。	解体修復に当たっては発掘調査が必要。
				母屋跡	露出している礎石等が元位置を保つよう、周辺の植栽の侵入を防ぐとともに、土壌の流出などを適宜補いながら維持管理を行う。	平成3年の調査以後、元位置から動いてしまった礎石等が見受けられる。	
				通用門	居宅南半と同じく母屋の残存部分であり、歴史的建造物として維持し、き損や老朽化による修復が必要な場合には適切に復旧する。	(H22年度修復)	
			その他遺構	露出している遺構は母屋跡と同様に元位置を保持するよう管理する。未確認、または埋め戻した遺構は、存在する(または存在が想定される)場所において地下に影響を与えるような現状変更行為を制限し、植栽についても抑制管理する。必要な場合には発掘調査を行う。	絵図に記載があるものの、その所在が確認されていない道場跡などの遺構や、平成3年の調査で一部検出したものの、調査区外へ延びている排水路などの遺構があり、その仔細が不明なままとなっている。		
			土蔵	原則現状維持とし、き損や老朽化による修復が必要な場合には適切に復旧する。	(H22年度修復)		
			中門	定期的な保守点検を実施し、き損や老朽化による補修が必要な場合には適切に復旧する。	(H19年度修復)		
			通路塀	定期的な保守点検を実施し、き損や老朽化による補修が必要な場合には適切に復旧する。	(H19年度修復)		
			トイレ	公開のための設備として仮設されていたが撤去し、別途設置を検討する。	撤去後、代替の施設をどこにどのように設けるか検討が必要である。		

表5-2 保存管理計画表(2)

ゾーン区分	ゾーンの概要	基本方針	構成要素	保存管理の考え方	課題	備考
外周	屋敷地を巡る濠や竹林は屋敷を構成して間もない貞享年間からの要素を残している。入口の門は絵図から当初は長屋門であったと思われるが、現在は冠木門である。冠木門は柴田音頭の歌詞に「柴田の黒門」とも称されており、柴田氏庭園を象徴する景観の一つとなっている。	屋敷地内の構成・配置そのものを歴史的要素として重視し、居住空間やエントランス部分と併せ、一体的に保全する。	濠・水系	流出土、枯れ葉等の堆積物による排水不良、水質不良が起こらないように適宜管理を行う。管理動線上の木橋など、保守点検ならびに定期的な補強に努める。	経年による不明確な地割がみられ、場所によっては構造も未確認な状態である。	
			屋敷林・竹林	屋敷林は境界林及び遮蔽林の役割を果たしていることから、定期的な維持管理を行い、美観に努める。竹林は繁茂し他のゾーンの景観を損なうことのないように、定期的な除伐を行い、管理範囲を明確にすることに努める。	竹林の繁茂が目立ち、実生の繁茂と過密化が目立つ。繁茂が激しいところは遷移がみられ、立ち枯れなどがみられる。景観上、安全上、整備が必要である。	
			冠木門	柴田氏庭園の象徴的建造物として、「黒門」たる美観の維持に努める。定期的な保守点検を実施し、き損や老朽化による補修が必要な場合には、適切に復旧する。	門自体の老朽化が激しく早急な修復が必要である。当初長屋門があったとされる場所だが詳細は不明である。門周辺の石垣等の時期や性格も明らかでない。	解体修復に当たっては発掘調査が必要。
			その他(稲荷社跡)	既存の遺構のこれ以上の荒廃、損傷が進まないように清掃あるいは部分的かつ小規模補修を行う。	すでに本体は現存せず、基礎の石垣の崩れもみられる。	
前庭	冠木門をくぐり、濠の内側へ入ってすぐに位置する、通用門・中門前の広場。南側に建物跡が残っており米倉跡とされる。現在、柴田音頭(すてな踊り)がこの前庭で奉納されている。	参観者を迎え入れる前庭として風情ある景観を維持するとともに、柴田音頭を奉納する場所として、地域住民の活用する空間として管理する。	前庭	主要な松については、枝枯れ除去など、参観者への安全対策も考慮した管理に努める。流出土などによるやせた場所には盛土、盛り上がった場所には漉き取りを行うなど、前庭として整然とした景観を保つ。	参観者を迎え入れる前庭としては、植栽が整備されておらず、地割も整地が不十分である。	
			米倉跡	根株等によって礎石が移動することの無いよう、また米倉跡全体を見渡すことができるよう、周辺の植栽を適切に管理する。	一部の礎石が元位置を保っていない。遺構の内部にも低木の植栽がみられ、遺構全体を見渡せない状態になっている。	
エントランス	柴田氏の旧屋敷地内における濠の外側に当たる部分。畑地の間を門へ向かう道が通る。往時には柵列や松並木があった。昭和14年の国道27号線(現県道敦賀・美浜線)建設によって一部が分断され、現在は花壇となっているほか、東北部の角地は民家となっている。県道沿いの石垣や桜並木など、現在の景観はそれ以後に成立したものである。	庭園への導入路として、歴史を感じさせる風情ある景観を保全する。また、道路によって分断された部分(花壇)についても本来の旧道からのアプローチを実感できるように管理する。	門前通路	土壌の流出を適宜補い、雑草・落ち葉等の清掃を徹底するなど、庭園へのアプローチにふさわしい景観を保つ。県道に分断されている花壇との本来のつながりを意識し、一体となった管理を行う。	畑地の用途や並木の樹種など、往時の植栽が明確でない。また、絵図に見られる柵列等は現存せず、位置も不明である。一部が県道敦賀・美浜線に分断されており、本来の旧道からのアプローチを実感できない状態となっている。	
			畑	植栽を整え、「民家」らしい素朴な景観を維持する。		
			花壇	残存している並木の松を保存するとともに、旧道から屋敷地への導入口であることを明示し、門前通路と一体的な管理を行う。		
			民家	現在は私有地であり、現状維持が見込まれる。	私有地であるため、現状の維持や追加指定を含めた将来的見通しについて、所有者との協議が必要となる。	
その他	敷地外の重要な構成要素。野坂山は野坂から分家して市野々に集落を開いた柴田氏にとっては自らの出自の象徴である。代々野坂大権現と称し信仰の対象としていた。その他管理上の要素として駐車場、敷地境界、そして屋敷地を分断する県道敦賀・美浜線が存在する。	庭園から野坂山を望む景観を保全するための適切な環境を維持する。参観者が訪れやすく、地域住民にとっても親しみやすい状態を周辺環境からも保持していく。	野坂山	庭園からの景観保持するとともに、野坂山自体にも開発が及ばないように保全に努める。	近年の開発に伴い周辺の景観保全が難しくなっている。	
			駐車場	名勝・史跡にふさわしい美観を保つ。また、借景保全用地も兼ねることから高さのある構造物のない状態を恒久的に維持する。	現状は未舗装となっており、統一感が無い。また、活用を見据えトイレ等の便益施設設置についても検討の必要がある。	
			敷地境界	周囲の環境および園内からの景観と調和した、また防犯のからもふさわしい境界を維持する。	現状は不統一かつ隙間があるなど不十分な状態であり、整備が必要である。	
			県道敦賀・美浜線	県道であり、市の管理下に無い。問題が生じた場合には必要に応じて県と協議し、対策をとる。	交通量が多いため、見学者の安全面での対策が必要である。	

第4章 整備・活用

第1節 整備・活用の基本理念

(1) 文化財的価値の向上と、次世代への継承のための整備

柴田氏庭園では現在、日常の清掃等を通じて一定の美観が維持されている。しかし、園内の各所において経年劣化は進行しており、それらを健全な状態に復するためには抜本的な取組みが必要である。そこで今後修復整備事業などを通じ、柴田氏庭園の文化財的価値を向上させるとともに末永く後世へ継承できる環境を整える。なお、修復にあたっては、史料調査や発掘調査等の成果に基づき、学識経験者の指導のもとで適切な方法を検討する。

(2) 積極的公開活用による価値の顕在化

文化財はただそこにあるだけで相応の価値を有するのではなく、市民がその価値を理解し、認め、守ろうとするとき初めてその真価を生じる。文化財の保存に影響のない範囲において公開活用の取組みを推進することで、こうした市民の理解を促進し、価値の顕在化を図る。

(3) まちづくりとの一体的な取組みの推進および市民協働の推進

柴田氏庭園が地域に根差した文化財となっていくために、柴田氏庭園の整備・活用を市政および地域のまちづくりの取組みの一つに位置付け、市民の積極的参加による活動を推進していく。

第2節 整備・活用の基本方針

整備・活用の基本的な方針を以下に示す。個々の整備の具体的内容は別途作成する整備基本計画において定める。

(1) 修復・復原

『江戸時代の豪農屋敷』の復原を原則的な目標とする。その際、指定時の状況(借景庭園および書院は昭和7年、他は平成19年)を基本とし、調査で明らかになった情報や今後の管理運営等のあり方も加味して、よりふさわしい修復・復原の方法を判断していく。

整備検討項目としては、以下のような内容が挙げられる。

① 植栽の乱れの修復

園内の植栽には、寿命を迎えつつあるもの、過成長により美観を損ねていたり危険な状態になっているもの、後世に補植されたもので作庭意図からずれてしまっているもの、意図せず自然に生えてきたもの、仕立て方が変わってしまっているものなど数々の乱れがみられる。こうした植栽の乱れについて、史資料や構造の調査、庭園史的観点から植栽意図の考察を行い、剪定・伐採・補植・後継樹の植樹などを通じて修復していく。

② 崩れや改変のみられる園池・地形・地割等の回復

園池や濠の護岸、築山の盛土など経年により地形・地割が崩れた箇所や、エントランスなど後世に地割が改変されている箇所について、史資料の調査や発掘調査等を通じて構造を明らかにし、修復・復原を行う。

③ 現存建造物の劣化状態の修復

経年劣化の著しい、書院・居宅・冠木門等の現存建造物について修復を行う。その際には解体、発掘等を含

む構造調査を実施し、改変箇所および改変の時期を明らかにした上で適切に復旧する。戦後の増築が明らかな居宅の一部については、単に劣化した箇所を修理するだけでなく、今後の活用等も見据えた改修を検討する。

④ 建造物遺構の保護や復原

建造物遺構は調査を通じてその有無および性格を適切に把握するとともに、滅失・き損することが無いよう適切な保護措置を講じる。遺構の内容によって、柴田氏庭園の歴史や価値のよりよい理解のために有用と判断される場合には露出展示・遺構モデル展示などを検討する。また、意匠・構造上必要なものについては上屋の復原を行うことを検討する。

⑤ 野坂山の借景保全のための条例の改定・制定

柴田氏庭園の最も重要な構成要素の一つである野坂山の借景を保全するため、周辺地域における景観保護措置をとる。特に建物が借景を破壊しないよう、野坂山の眺望を確保するための必要高度等を明確にし、必要に応じて都市計画区域の見直しや景観保護条例の制定による規制の強化などを検討する。

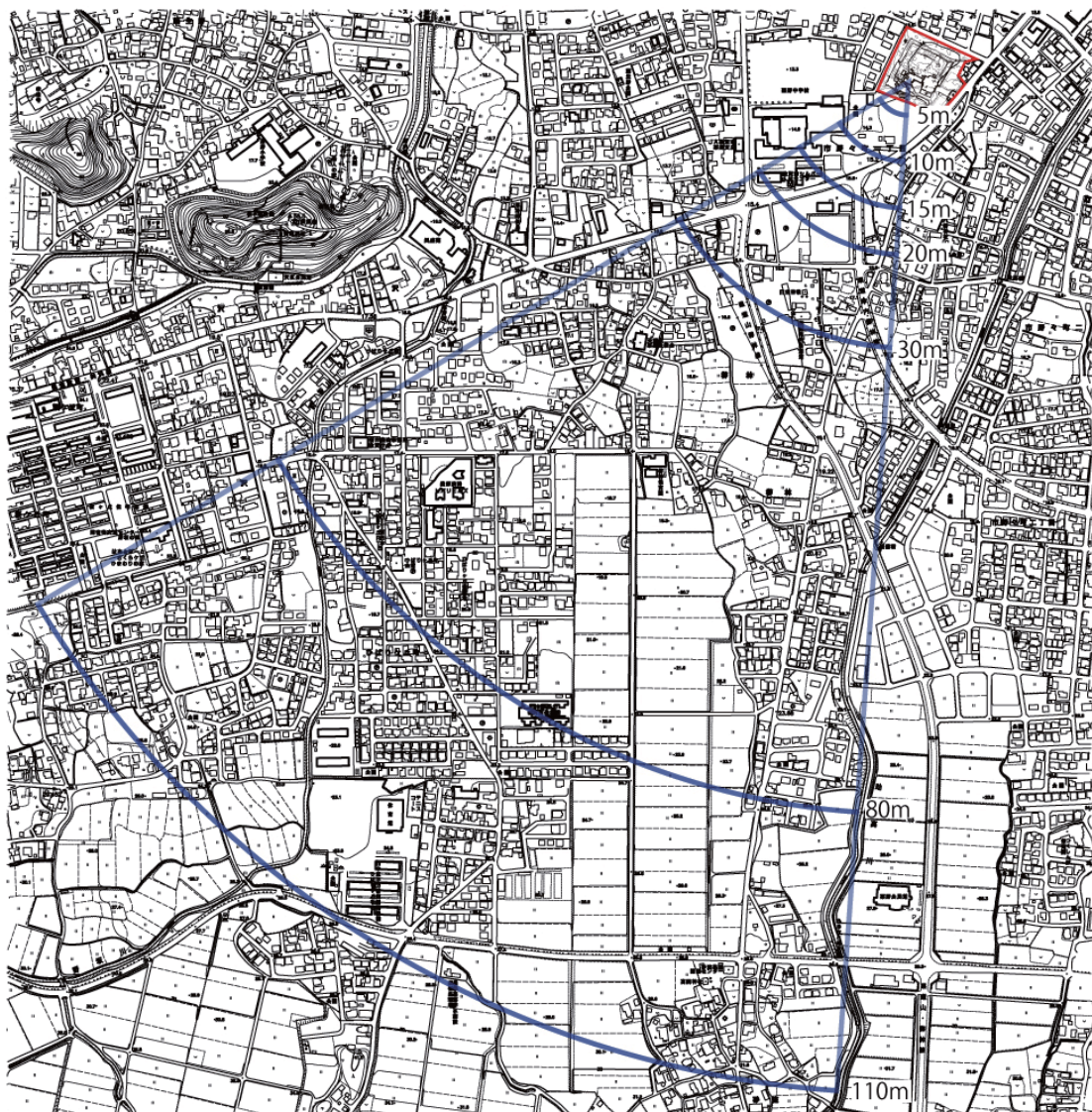


図11 借景保全に必要な高度

第4章 整備・活用

(2) 管理・活用

文化財の保存に影響のない範囲において、文化財の維持管理および公開活用に必要な設備を整備する。整備にあたっては、管理運営および公開活用についての将来像を明確に定め、必要な設備を見極めたうえで、文化財への影響を最小限に抑え、かつ最大限の効果をもたらすよう、設置箇所や工法を検討する。また、可能な範囲においてユニバーサルデザインの導入も積極的に検討する。

具体的な整備検討項目としては以下のようなものが挙げられる。

① 管理や活用に必要な上下水道、電気、電話等のインフラ整備

柴田氏庭園の適切な維持管理にあたって、消火設備等の設置のため、公開活用のために、上下水設備や電気、電話等のインフラの整備が必要である。現在、柴田氏庭園内には上下水は通っておらず、電気、電話は屋敷内に電柱を建てて引き込んでいる。現状のままでは管理・活用に支障があるほか、電柱などは景観上ふさわしくない側面もある。適切な位置・工法の検討が必要である。

② 来園者の安全確保のための園路（見学路）整備

公開活用にあたっては、来園者の安全を確保するため、見学動線を整備する必要がある。順路案内板や危険箇所への立ち入り禁止柵などを景観に配慮した形で設置する。

③ 公開活用に必要な受付、解説板、展示スペース等ガイダンス設備の整備

公開活用にあたって、来園者が柴田氏庭園の構造や歴史等について情報を得られるよう、ガイダンス設備を整備する。現在園内は無入であり、解説板2枚と縁側でのパンフレット配布、音声ガイドによる案内を行っているが、これらについて見直しを図るとともに、園内の見学動線も勘案した上で、必要な設備を設置する。また、本市に寄贈されている柴田家の調度品や文書、書画等についても展示公開を行えるよう、スペース確保と必要な設備の整備について検討する。

④ 境界柵の整備や防災、防犯設備の設置

文化財の適切な維持管理のため、防災および防犯のための設備整備を行う。火災に備えた感知器や、自動火災報知機、放水銃等の消火設備の整備や、不正侵入を防ぐための境界柵の整備、防犯灯の設置や防犯システムの導入などが挙げられる。また①でも述べたが、そのために必要なインフラ整備の方法も検討課題である。

⑤ 来園者の交通利便性向上のための駐車場整備や、バス路線の検討

柴田氏庭園は国道27号からほど近く、主要幹線道路沿いに位置する。また若狭舞鶴自動車道開通時に設置予定の敦賀南スマートIC（仮称）からのアクセスも良いため、今後交通利便性はさらに高まることになる。自家用車や大型観光バスによる来園者の増加が見込まれ、さらに現在敦賀市民の主要交通手段が自家用車であることも勘案すると、公開活用にあたっての駐車場整備は必須である。現在名勝指定範囲に近接して借景保全スペースを兼ねた空き地を未整備のまま駐車場としているが、この空き地をより景観に配慮したものに整備する。また、公共交通機関として現在路線バスが庭園前を通過しているが、より利便性が高まるよう運行路線やダイヤ、バス停留所の位置などについて関係機関と協議を行う。

第5章 管理・運営

第1節 管理運営の目標

柴田氏庭園の管理・運営における第一の目標は、文化財を健全な状態に維持することにある。清掃や小修理等の日常の管理を徹底することで劣化の進行を最小限にとどめ、早期の復旧が可能な体制をつくる。また、柴田氏庭園自体の本質的な価値の理解を促進することも運営の目的である。文化財の保存に影響のない範囲においての積極的な公開活用を行うため、必要な体制を整える。

第2節 管理運営の体制

前節で述べた管理運営の目標を達成するためには、既存の体制を見直す必要がある。柴田氏庭園を末永く後世に継承していくため、長期的な計画のなかでの管理や景観誘導を行うための体制の構築が不可欠である。

現在、柴田氏庭園は市が所有し管理を行っているが、管理人は常駐しておらず、通常の管理については、剪定等の植栽管理業務は外部委託、日常の清掃等は地域のボランティアに頼っている状態である。書院等建物の開放も原則として行っていない。今後園内の整備を行い、公開活用を推進するために、こうした消極的管理から、より積極的管理へと転換する体制づくりを行う。

最大の課題が管理にあたる人材の確保である。市で管理人を直接雇用する方法や、指定管理者制度の導入、外部団体への業務委託、ボランティアの積極的活用など様々な方法が検討できる。いずれのケースにおいても、文化財の管理には通常の施設管理とは異なる一定の知識や技能が必要となるため、今後整備から公開活用への流れの中で、将来的に管理を担う人材を育てていく取り組みが重要である。

管理運営のなかでは、市の行政組織内で、観光・学校教育・生涯学習といった関連課と連携を図るとともに、市民参加、参画の機会を設けることを積極的に推進する。具体的には、周辺の地区住民による地域ボランティアや、既存の観光ボランティアとの連携、学校や子ども会と共同しての校外学習活動等の推進、文化団体・企業との連携などが考えられる。

第6章 事業計画

今後、着実に保存管理を進めていくための事業計画の概要を以下に示す。

【短期事業】 およそ3年以内

- ・整備基本計画の策定
- ・管理運営計画の策定
- ・保存、整備に必要な各種調査の実施

整備基本計画については、柴田氏庭園保全整備委員会において検討を始めている。また、管理運営計画については、平成24年度に検討を開始する。いずれも、市民協働の取組みを進めるため、パブリックコメントやシンポジウム等の実施を検討している。

保存・整備に必要な調査は平成23年度に一部について発掘調査に着手し、屋敷地割等の把握を行っているほか、平成21年度に庭園内の植生調査、平成23年度に書院および居宅の構造調査を行った。発掘調査については今後2,3カ年かけて継続して実施する。また、建物については、基本設計に向けた部分解体等の実施を計画している。

【中期事業】 5～7年以内

- ・各種計画に基づく整備の実施設計
- ・整備工事の施工
- ・各種計画に基づく組織・体制づくり

整備の実施設計にあたっては、短期事業に引き続き発掘調査等によって情報収集を進めるほか、建造物については半解体による部材・構造の詳細調査を実施したうえで設計を行う。整備工事施工中に実際の公開活用に向けた法令整備や、管理人の選定・研修などの具体的な管理体制づくりを行う。

【長期事業】 整備完了後

- ・保存管理の適切な実施
- ・短、中期で完了しない整備の継続的实施
- ・利活用促進のための事業展開
- ・調査研究の継続
- ・保存管理計画の改訂

整備事業の完了後は、計画に基づき、実際に保存管理、運営活用を行っていく。植栽の補植など短～中期では完了せず、長期的な景観誘導が必要な整備については、通常管理と併せて継続的に実施する。また、史料調査等の研究を継続し、よりふさわしい管理のあり方を常に模索し、必要に応じて保存管理計画の見直しと改訂を行う。

【主要参考文献】

- | | | |
|---------------|------|----------------------------------|
| 重森三玲 | 1936 | 『日本庭園史図鑑』 第8巻 有光社 |
| 重森三玲・重森完途 | 1973 | 『日本庭園史大系』 第21巻 世界思想社 |
| 宗福寺 | 1825 | 「越之前州高勝山四峰院記」 |
| 宗福寺 | 1987 | 「野坂山嶽大権現物語」 |
| 敦賀市 | 1979 | 『敦賀市史』 資料編 第5巻 |
| 敦賀市 | 1983 | 『敦賀市史』 資料編 第4巻（下） |
| 敦賀市 | 1985 | 『敦賀市史』 通史編 上巻 |
| 敦賀市教育委員会 | 1986 | 『国指定名勝柴田氏庭園 保存整備事業報告書』 |
| 敦賀市教育委員会 | 1991 | 『柴田氏甘棠館屋敷跡—近世豪農屋敷跡の清掃および確認発掘調査—』 |
| 敦賀短期大学地域総合科学科 | 2008 | 『市野々の歴史 若狭湾沿岸地域の歴史調査報告 I 2007年度』 |
| 福井県神社庁敦賀支部 | 1933 | 『敦賀郡神社誌』 |
| 文化庁文化財部 | 2007 | 「新指定の文化財（無形文化財・記念物）」『月刊文化財』 |
| 吉河 功 | 1973 | 『詳解 日本庭園図節』 有明書房 |
| 吉川 需 | 1968 | 『古庭園のみかた』 第一法規出版 |
| 吉川 需 | 1983 | 『日本の名勝』 第2巻 講談社 |